

宮城県国民保護計画の変更概要

◆ 主な変更理由

国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの。

◆ 主な変更内容

武力攻撃事態に関する変更

○核攻撃等においては、避難住民等のスクリーニング及び除染等の必要な措置を講じる必要があることを追加。

警報の通知等に関する変更

○警報等の情報伝達手段として緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）及び全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を追加。

避難の指示に関する変更

- 県の区域を越えて住民を避難させる必要がある場合は、原則として避難先の都道府県知事等に対し、事務を委託することを追加。
- 大規模集客施設等の施設管理者等と連携し、施設滞在者等が避難等を円滑に実施できるよう必要な対策をとることを追加。
- 武力攻撃原子力災害の場合における避難指示の内容を変更。

武力攻撃原子力災害への対処に関する変更

- 放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者等より先に把握した場合の通報先省庁を変更。
- 国の現地対策本部が県庁等に設置されることがあることを追加。
- モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の予防服用、飲食物の摂取制限等については、地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定め例により行うことに変更。
- 避難住民等のスクリーニング及び除染の実施については、地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定め例により行うことを追加。

その他

- 関係法令・計画等の改正等の反映。
- 関係機関の組織再編の反映。
- 県の組織改編の反映。
- 統計数値等の更新。
- 用語の整理。